

## ❖郡上市一般不妊治療費助成事業のご案内❖

### ❖助成の対象となる一般不妊治療とは❖

保険適用外となる人工授精に限られます。

### ❖対象者（次の全てに該当の方）❖

- ①ご夫婦のどちらか一方または両方が郡上市に住所を有する方。
- ②ご夫婦の住所が異なる場合は、他の市町で重複して申請していないこと。

### ❖助成の内容❖

- ①事前検査費用（精子の細菌学検査費用、HIV 等感染症検査費用）
- ②採精費（事前採取も含む）
- ③凍結保存料（精子の事前採取から人工受精当日までの保存費用）
- ④精子の濃縮、洗浄等に要する費用
- ⑤排卵誘発のための HCG 注射に要する費用
- ⑥精子を子宮内に注入するために要する費用
- ⑦人工授精後、感染予防のために服用する抗生物質等に係る費用

### ❖助成の金額および期間❖

- ①1 年度(3 月から翌年 2 月まで)につき、医療機関および医療機関からの処方により 院外処方を受けた薬局等に対し、本人負担額として支払った金額の 1/2(上限 5 万円)を助成します。
- ②本人が加入する保険者から、一般不妊治療に関する任意の給付(付加給付)が行われる場合は、その額を本人負担額から除きます。
- ③治療を開始した日(人工授精を受けた日)の属する月から継続する 2 年間まで。ただし、医師の診断によりやむをえず中断したときは、延長できる場合もあります。
- ④本治療の助成を受けて授精でお子さんを授かったのち、新たに人工授精をうける場合、助成期間は、そこから 2 年間となります。
- ⑤申請は、毎年度 3 月～翌年 2 月までに受けた治療分を当該年度中に行ってください。

❖申請に必要なもの❖(①及び⑤は、市ホームページからダウンロードしていただくか、各地域振興事務所の窓口にございます。)

- ①申請書
- ②人工授精治療に係る医師の証明書
- ③人工授精治療に係る診療明細がわかる領収書
- ④夫婦の住民票の写し ※市で確認することに同意が得られる場合は、提出を省略することができます。
- ⑤請求書
- ⑥認め印

### ❖申請窓口、お問い合わせ❖

- ◎郡上市健康福祉部健康課(八幡庁舎 2 階) 〒501-4297 郡上市八幡町島谷 228 ☎67-1834  
◎大和保健福祉センターやまつつじ 〒501-4607 郡上市大和町徳永 618 ☎88-4511  
申請書類は市役所健康福祉部健康課または各地域振興事務所振興課に提出してください。

### ❖不妊治療全般の相談窓口❖

<岐阜県不妊治療センター(岐阜県健康科学センター内)>

メール相談: c11223a@pref.gifu.lg.jp 面接相談: 要予約 ☎058-389-8258

<ぎふこうのとり応援団(岐阜県健康福祉部保健医療課不妊支援総合ポータル)>

インターネット: <http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/s11223/>